

# 環境審議会（要旨）

## 平成30年度第3回成田市環境審議会会議録

1 日 時 平成30年11月16日（金）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 成田市役所6階中会議室

3 出席者

（委員）

本橋敬之助会長、片岡孝治委員、富井柁夫委員、小島猛委員、宮崎廣文委員  
豊田いつ子委員、印宮昭夫委員、須田恭子委員、根本祥宏委員、西山重男委員  
綿貫沢委員、杉原文哉委員、林大八郎委員、岩本晃郎委員

（成田市）

関根副市長

環 境 部 石井部長

（事務局）

環境計画課 保立課長、寺本課長補佐、渡部係長、中里副主査、若田副主査

環境対策課 堀越課長、鈴木係長

クリーン推進課 黒田課長、八代主幹、藤谷主任主事

環境衛生課 加藤課長

株式会社地域計画建築研究所 長澤氏

4 傍聴者 1名

5 会議次第

1. 開会

2. 議事

(1) 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】

(2) 成田市災害廃棄物処理計画の策定について【報告】

(3) その他

3. 閉会

議事（要旨）

**（１）成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】**

鈴木環境対策課係長から条例施行基礎の改正について説明を行った。答申書について、各委員に対して後日送付することとなった。

議題（１）において出された質問は次のとおり。

（○・・・委員の発言 →・・・事務局の発言）

○今回の改正により、規制が強化されるのか、緩和されるのかを教えてください。

→これまでは、シス体だけで0.04なければ該当しませんでした。改正により、シス体・トランス体両方合わせた和となっていますのでより安全側に立つということになります。

**（２）成田市災害廃棄物処理計画の策定について【報告】**

八代クリーン推進課主幹から成田市災害廃棄物処理計画の概要について説明を行った。一部質問については後日回答をすることとなった。

議題（２）において出された質問は次のとおり。

（○・・・委員の発言 →・・・事務局の発言）

○「大規模災害」の定義はあるのか。また、航空機による災害に対するマニュアルや規則は存在するのか。

→「大規模災害」定義はありません。国の指定した災害に対し、本計画に基づき行動します。航空機による災害については、本計画の対象としていません。

○災害廃棄物の発生量の推計について、どのような想定で発生量を算定しているのか。災害時の通信手段について、どういった手段なのか、また、日常から確認し使用できるようにすべきである。有害廃棄物の漏失は大きな問題となるが、市内の有害廃棄物で、例えば、アスベストなどが使用されている建物について把握しているのか。また、有害廃棄物の仮置場をどのように考えているのか。

→災害廃棄物の発生量の推計は、阪神大震災や東日本大震災を基に国が算定した数値を使用して

います。災害時の連絡手段については、市役所内部においては災害時優先電話を連絡手段としています。有害物質の使用された建物についてですが、公共施設は市で把握していますが、民間施設については、把握できていないと考えています。仮置き場については、関係部署と調整をしています。

○利根川浸水想定区域図とハザードマップを比べると、少し違うように見えるが、どのような点が異なっているのか。また、環境モニタリングの内容について教えてほしい。

→ハザードマップとの差異について、インターネット上にある防災マップやハザードマップは最新の状態を保つようにしていますが、紙面上はまだ更新されていないことが原因となっています。環境モニタリングについては、阪神大震災や東日本大震災を経て、仮置き場の制限が加えられるようになりました。仮置き場の検査や確認は、勝手に人が立ち入れないように柵をするなどして火災や有害物質が流失しないよう、計画を作成することが求められています。

○成田市はこの本計画を、市民にどうしてもらいたいのかを示さなければならない。例えば、様々な種類の災害があるが、それぞれの災害に対して仮置き場がどこにあるのかなど、住民に示しておかなければならない。計画を策定しただけでは意味がなく、地域ごとにルールを作っておかなければ、本計画は動かないのではないかと思う。

→仮置き場については、様々な要件があり、基本的には市有地から探すことになります。市有地の面積が大きいところは、自衛隊や救急の待機場所などに指定されており、人命救助が落ち着けば、仮置き場として使用しても差支えないとのことなので、市内の各地区に最低でも1か所ずつ設置できるように関係部署と協議を進めています。

○場所はある程度把握しているのか。市民へどういった形で周知するのか。

→仮置き場については、今後決めていきたいと考えています。事前に場所を周知することについては、トラブルの原因になる恐れがあるため、市役所内部で共有することを考えています。

○携帯・簡易トイレの価格と保管期間はどれくらいなのか。また、集会所に固定電話はあったほうがいいのか。

→携帯・簡易トイレの価格と保管期間については、後日回答します。固定電話について、災害時には携帯電話はつながりにくくなるということがあるので、固定電話のほうが望ましいと考えてい

ます。

(後日回答の内容)

- ・携帯トイレ (トイレ袋) (20 回分) 1,836 円
- ・簡易トイレ (組み立て式トイレ+テント) (5 回分) 14,040 円
- ・マンホールトイレ (テント付) 50,760 円

携帯トイレ、簡易トイレの使用期限については高温多湿、直射日光を避けた状態で保管して 10 年となっています。

○本計画では、地震と水害を想定しているが、これ以外の災害の時、どうするかということも計画に入れたほうがいいのではないかと。また、有害物質を含んだ建築物について、把握できる方法を考えていかなければならない。

○簡易トイレなどは各家庭に備えておいたほうがいいので、市民に案内等を出したらいいのではないかと。

○廃棄物処理法では、ごみ処理に規制があり、成田市だけでは 3 年以内に災害廃棄物を処理することは難しいと思われるので、他市町村や事業者と協調し対応すべきである。

○災害廃棄物の種類別推計量について、大栄地区の可燃ごみの量が他の地区と比べて 2 倍ほどになっているが、どのような理由があるのか。

→後日回答します。

(後日回答の内容) 大栄地区は、古い木造建築が多いため、他地区に比べ災害廃棄物が多く発生する見込みとなっています。

○ ICTという言葉ですが、説明がないので注釈を加えたほうが良い。

### (3) その他

- ・今後の環境審議会のスケジュールについて